

休業要請支援金（府・市町村共同支援金） に関するお知らせ

I 休業要請支援金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、**大阪府から施設の使用制限による休業の協力要請等を受け**、特に深刻な影響を被っている**中小企業・個人事業主**を対象に、**家賃等の固定費を支援**し、将来に向けて、**事業継続を下支え**する「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」（以下、「支援金」という。）を支給します。

※ 中小企業・個人事業主とは、中小企業基本法(昭和38年法律 第154条)第2条に規定する会社及び個人です。
ただし、大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）は除きます。

II 支給額

中小企業 **100万円**（府と市町村で1/2ずつ負担）

個人事業主 **50万円**（府と市町村で1/2ずつ負担）

※ 支援金の支給は1事業者につき1度となります。

III 対象要件

令和2年3月31日以前に開業し、営業実態のある中小企業・個人事業主で、下記の（1）から（3）までの3つの要件を全て満たすことが必要です。

（1）**大阪府内に主たる事業所**を有していること。

中小企業：本社が大阪府内にあること。

個人事業主：事業所が大阪府内にあること。

（2）大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、**令和2年4月21日から5月6日**までの全ての期間において、支援金の対象となる**施設を全面的に休業**する、当該施設の運営事業者であること。

（食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時から午後8時までの間へと短縮する等の協力を行った場合のみ。）

（3）令和2年4月の**売上が前年同月対比で50%以上減少**していること。

IV 申請手続き

1. 申請期間

令和2年4月27日（月曜日）から同年5月31日（日曜日）まで（当日消印有効）

2. 申請方法

申請者情報の登録受付（Web 受付）

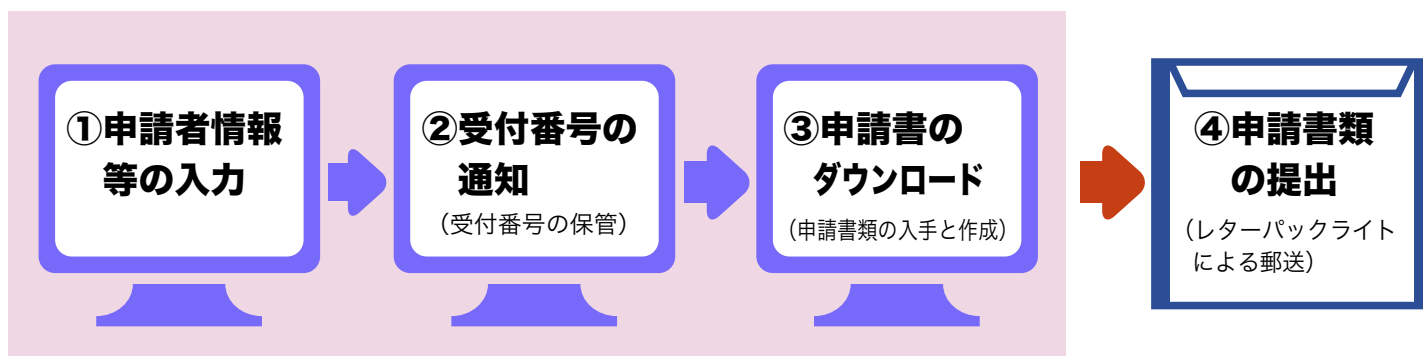
支援金の申請にあたっては、下記の「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）ホームページ」のWeb 受付ページから、手順に従って申請者情報等を入力し、受付登録を行ってください。

【休業要請支援金（府・市町村共同支援金）ホームページ】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html>



Web 受付の手順



V 問い合わせ

支援金の申請等に関するお問合せ先として、次のコールセンターを開設しています。

休業要請支援金相談コールセンター

（開設時間） 午前 9時から午後7時（土日祝日を含む毎日）（5月11日まで）

午前10時から午後5時（日曜日を除く毎日）（5月12日以降）

（電話番号） 06-6210-9525

（ファクシミリ） 06-6210-9504